

弘前市二十歳の祭典プログラム広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市二十歳の祭典において配布するプログラム（以下「プログラム」という。）に掲載する広告の取り扱いに関し、弘前市有料広告取扱要綱（平成 21 年 4 月 14 日告示。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、プログラムの裏面とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

1 枠当たりの大きさ	枠数	色数	1 枠当たりの掲載料
縦 45 mm以内×横 85 mm以内	8	1 色	5,000 円

2 前項の規定による掲載料は、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が広告掲載の申し込みをした日において、弘前市「健康都市弘前」推進企業認定制度（以下「企業認定制度」という。）による基本認定を受けている場合、100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。また、基本認定のほか、「健康増進部門」及び「子育て支援部門」、「女性活躍推進部門」、「移住応援部門」の部門別認定を受けている場合、一の認定につき100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

認定の種類	割引率（1回あたり）
基本認定	10%
部門別認定	10%（最大40%）

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載の申込みは、1 掲載希望者につき1 枠とする。

2 掲載希望者は、弘前市二十歳の祭典プログラム広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、広告掲載に係る募集期間終了後、要綱に基づき、広告掲載の可否を決定し、弘前市二十歳の祭典プログラム広告掲載決定通知書（様式第2号）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

3 前条の規定による掲載希望者の件数が募集枠数を超えたときは、市内に主たる事業所を有する掲載希望者を優先し、抽選により決定するものとする。

(その他)

第6条 その他広告掲載に関し疑義が生じたときは、必要に応じて、広告主と市長で協議する。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 9 月 8 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。